10　水産物貿易交渉官は、水産物の貿易に関する外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。

11　輸出証明指導官は、水産物の輸入に関し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務（水産流通適正化推進室の所掌に属するものを除く。）を行う。

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官、養殖国際専門官及び陸上養殖専門官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

７　陸上養殖専門官は、陸上における養殖業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

二　大臣許可漁業（基地式捕鯨業、母船式捕鯨業及びかつお・まぐろ漁業を除く。）の許可に関すること。

三～六　（略）

２　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

（削る。）

一　（略）

二　新潟漁業調整事務所　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

三　境港漁業調整事務所　日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

四　（略）

五　九州漁業調整事務所　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人、上席漁業監督指導官一人及び資源管理推進官一人を置く。

総務課

資源課

漁業監督課

8　水産物貿易交渉官は、水産物の貿易に関する外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

9　輸出証明指導官は、水産物の輸入に関し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官及び養殖国際専門官）

第五百四十二条　栽培養殖課に、内水面漁業振興室並びに栽培養殖専門官、栽培養殖復旧専門官及び養殖国際専門官それぞれ一人を置く。

２～６　（略）

７　（新設）

（漁業調整事務所の所掌事務）

第五百四十八条　漁業調整事務所は、水産庁の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一　（略）

二　沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業、北太平洋さんま漁業及びいか釣り漁業の許可に関すること。

三～六　（略）

２　前項に規定する事務のほか、次の各号に掲げる漁業調整事務所は、当該各号に掲げる事務を分掌する。

一　北海道漁業調整事務所　遠洋底びき網漁業の許可に関する事務

二　（略）

三　新潟漁業調整事務所　日本海べにずわいがに漁業の許可に関する事務及び日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（新潟漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

四　境港漁業調整事務所　以西底びき網漁業及び日本海べにずわいがに漁業の許可に関する事務並びに日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（境港漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）

五　（略）

六　九州漁業調整事務所　漁業法第百八十三条の規定による漁業の免許に関する事務、以西底びき網漁業の許可に関する事務、沿岸漁業の振興及び漁場の保全の指導に関する事務、日本海・九州西広域漁業調整委員会に関する事務（九州漁業調整事務所の管轄区域のみに係るものに限る。）並びに玄海及び有明海に関する水産関係資料の収集及び整理並びに玄海及び有明海の水産に関する調査に関する事務

（北海道漁業調整事務所に置く課等）

第五百五十条　北海道漁業調整事務所に、次の三課並びに漁業監督指導官十六人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

総務課

資源課

漁業監督課